

衆議院議員

大串まさき

国政報告



特集

新型コロナウイルス 感染症緊急経済対策

ガシロック VOL. 19

このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、影響を受けられた皆さまにも心よりお見舞い申し上げます。さらに、医療現場の最前線で闘っておられる関係者の皆さまには、心から感謝申し上げます。

この状況で、何よりも大切なことは「命を守ること」。感染症の拡大防止と医療提供体制を維持することが最優先です。しかし、治療薬の開発には時間が掛かります。それまでは、皆さんの協力が必要です。不要不急の外出や、いわゆる三密（密閉・密集・密接）を避け、手洗いや咳エチケットなど、引き続きの感染拡大防止へのご協力をお願いします。

もちろん、感染症に打ち勝っても生活が失われては意味がありません。暮らしや雇用を守ることでも大切です。現金給付や税制優遇措置、緊急融資など、あらゆる政策を総動員して、可能な限り細かな要望にも応えられるよう対策を講じて参ります。緊急事態だからこそ、冷静に、そして丁寧に対応するように心がけて引き続き頑張ってお参ります。

大串 正樹

大串まさき プロフィール

- ▶ 昭和 41 年、兵庫県生まれ。報徳学園高校卒 (74 回)、東北大学卒、同大学院修了 (工学修士)。IHI (株)、松下政経塾を経て北陸先端科学技術大学院大学修了 (知識科学博士)。西武文理大学准教授等を歴任。
- ▶ 平成 23 年 3 月、公募により自由民主党 兵庫県第六選挙区 (伊丹市・宝塚市・川西市) 支部長に就任。
- ▶ 平成 24 年 12 月、第 46 回衆議院総選挙にて初当選。以降、第 47 回 (平成 26 年)、第 48 回 (平成 29 年) 総選挙にて 3 期連続当選。
- ▶ 国会対策副委員長などを経て、平成 29 年 4 月第 3 次安倍第 2 次改造内閣にて経済産業大臣政務官に就任。産業・通商政策・資源エネルギー政策・中小企業政策などに注力。
- ▶ 自民党 副幹事長などを経て、令和元年 11 月より、自民党 税制調査会 幹事、財務金融部会 副部会長。厚生労働委員会、文部科学委員会などに所属。

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策について

この度、第三弾の緊急経済対策が閣議決定されました。補正予算を含めて、財政支出で39兆円、事業規模にして108兆円、GDPの20%に相当する大型の経済対策となります。もちろん、これで十分とは考えていませんし終わりにもしません。引き続き地域の代表として、実効性のある対策を打ち出し続けて参ります。

今回の対策は「2つのフェーズ（段階）」を前提に、「5本の柱」で展開されています。

2つのフェーズ	5本の柱
緊急支援 ↓ V字回復	①感染症拡大防止と医療提供体制の整備 ②雇用の維持と事業の継続のための支援 ③官民を挙げた経済活動の回復 ④将来を見据えた強靱な経済構造の構築 ⑤今後の備え

政府の対応に厳しいご意見もありますが、様々な専門家の意見を聞きながら、また、しっかりと未来を見据えながら、現状で速やかに対応できるベストの案であることは確かです。わかりにくいとか、本当に必要な方々に情報が届いていないケースもありますので、お困りの場合や、何か支援が無いかと思われたなら、まずはお相談下さい。

※記事の内容は4月7日の閣議決定内容に基づいています。今後、追加的な変更や拡充措置もありえますので、詳細は最新の情報をご確認下さい。

感染症拡大防止策

国民の生命と健康を守るため、各都道府県に対しては、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」を創設しました。さらに、以下のように感染症拡大防止策を充実させています。

●マスク・消毒液等の確保

マスクについては生産支援制度を設けて月7億枚を超える供給を確保します。その上で、介護施設や障害者福祉施設、保育所、学校等に配布します。

●検査体制の強化

PCR検査機器の導入支援により検査能力を一層増強します。他に抗体法や抗原法の手法の開発も進めます。

●医療提供体制の強化

ヒト・モノ両面からの抜本的強化を図ります。緊急時には5万を超える病床を確保するとともに、治療に必要な人工呼吸器や人工肺の更なる整備に取り組みます。医療用マスクに関しては4月中旬に1500万枚を追加配布します。また、感染防止に留意した対応等を診療報酬で特例的に評価します。なお、オンライン診療や電話診療、服薬指導等の活用を進めます。

●治療薬・ワクチンの開発加速

新型コロナウイルスの感染拡大を根本的に解決するために有効な治療薬やワクチンの開発を加速させます。アビガンについては臨床研究を拡大、200万人分の備蓄を目指します。フサン等の既存治療薬の治療効果や安全性等も検討していきます。

収入が減った方へ

今回の感染症による経済的損失は、事業者や個人によって影響に偏りがあることが特徴です。収入が全く無くなってしまった方もあれば、比較的好調な業種もあります。

収入が大きく減ってしまった方々には生活保障の意味で様々な支援が用意されています。

●生活支援臨時給付金（仮称）

一定の減収により一世帯あたり30万円の給付

●子育て世帯への臨時特別給付金

児童一人あたり1万円を児童手当に上乗せ給付

●国民健康保険・国民年金等の保険料の免除等

●個人向け緊急小口資金等の特例貸付の継続

●各種公共料金等の支払い猶予

●持続化給付金（仮称）（フリーランスや個人事業主）

事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者に上限100万円の範囲内で減少額を給付します。

この他にも様々な支援策がありますので、各省庁や自治体等の窓口にお問い合わせ下さい。

おもな問合せ・確認先

●総務省：生活支援臨時給付金コールセンター

TEL：03-5638-5855 / 9:00-18:30（土日祝日を除く）

●厚生労働省：学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター

TEL：0120-60-3999 / 9:00-21:00（土日祝日を含む）

●経済産業省：<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

●その他、調整中の案件は✉ info@m-ogushi.com までお願いします。

事業者の皆さんへ

中小企業や小規模事業者の皆さんにとっては、営業の自粛や減収により、資金繰りや雇用対策が大きな課題となりますが、これらにも多様な支援が用意されています。また、電子申請を原則として可能な限り簡便な手続きとし、給付までの期間を短縮するように調整しています。

●雇用調整助成金の特例措置の拡大

従業員の休業手当の助成率を拡充しました。解雇を行わない場合は中小企業で9/10、大企業で3/4です。さらに非正規雇用労働者も対象となりました。

●資金繰り対策

実質無利子・無担保融資のほか、保証料減免を含む信用保証の強化・拡充を行っています。

●持続化給付金（仮称）（中堅・中小企業・小規模事業者）

事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者に上限200万円の範囲内で減少額を給付します。

●中小企業生産性革命推進事業の特別枠の設定

●社会保険料の納付猶予

●賃料の支払い猶予の検討要請

●その他、税制措置

各種納税猶予の特例、欠損金の繰戻しによる還付の特例、償却資産や事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税などの軽減措置、テレワーク等のための中小企業の設備投資税制など多数の措置があります。

●その他、支援事業

地域企業再起支援、ハンズオン支援等も実施しています。